

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田8-1-13
評価実施期間	平成25年 6月 20日～平成 26 年 3月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	浦安市立入船北保育園		
(フリガナ)	ウラヤスシリツイリフネキタホイクエン		
所 在 地	〒279-0012 千葉県浦安市入船4-34-1		
交通手段	京葉線新浦安駅から徒歩13分		
電 話	047-316-6665	FAX	047-316-6664
ホームページ	karugamo@jupiter.ocn.ne.jp		
経 営 法 人	社会福祉法人わかみや福祉会		
開設年月日	平成18年4月1日		
併設しているサービス	子育て支援センター		

(2) サービス内容

対象地域	浦安市内								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	8	12	18	20	25	27	110		
敷地面積	1.665.29㎡			保育面積		1121.8㎡			
保育内容	0歳児保育	○	障害児保育	○	延長保育	○	夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○		
健康管理	内科健診年2回・歯科検診年2回・0歳児健診月1～2回・歯磨き手洗い指導・衛生チェック								
食 事	完全給食、離乳食、アレルギー食、個別対応食								
利用時間	7時から19時								
休 日	日曜日、祝日								
地域との交流	地域のお祭り参加、保育園行事のお誘い、近隣小学校行事参加や訪問								
保護者会活動	わくわくクラブなどを設定し親子参加行事設定、月1回の保護者カフェ								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	28	3	31	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	22	1	4	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	副園長	主任	副主任	
	1	1	1	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市役所保育幼稚園課保育係	
申請窓口開設時間	浦安市役所保育幼稚園課保育係に問い合わせください	
申請時注意事項	浦安市役所保育幼稚園課保育係に問い合わせください	
サービス決定までの時間	浦安市役所保育幼稚園課保育係に問い合わせください	
入所相談	保育幼稚園課保育係窓口	
利用代金	保育料に含まれる	
食事代金	保育料に含まれる	
苦情対応	窓口設置	苦情受付担当 副園長 高橋由紀 主任 巢瀬直子
	第三者委員の設置	浦安市健康福祉部社会福祉課・田原秀三

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保育理念</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づき、子どもの人権や主体性を尊重し、保護者に負けない愛情を持ち、保護者と共に力を合せ、「24時間共育て」の精神で児童の最善の幸福のために、保育にあたります。・地域における家庭支援に積極的に取り組み、地域社会に貢献するとともに、家庭の宝であり、国の宝である子どもを地域とともに力を合せ育成していきます。・「保育とは」を常に問いただし、人間が人間らしく育つためには保育者がどのようにかかわっていけばいいのかを確かめながら、家族援助を含め常に社会性と良識にみがきをかけ相互に啓発しあいます。 <p>保育方針</p> <p>「自分の子どもを預けたい保育園とする」を柱に、0歳からの系統的保育を深め、年齢別・月齢別の発達状況の観察と指導を掘り下げます。</p> <p>一人ひとりの個人差を認めたと、子どもが満足し、自信を持って生活できる環境を、保護者と共に力を合わせた安心感の中、五感を大いに使って、発見や感動を得られるような保育をしていくことを大切にします。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 一人ひとりの児童の心と身体の発達を豊かにするために努力する2) 質の高い保育ができるよう知識・技術を向上させる3) 地域に開かれた保育園として、地域活動、子育て支援に積極的に取り組んでいく4) 仕事と子育てを両立するための支援をする <p>保育目標</p> <ul style="list-style-type: none">・健康で明るく、友だちを大切にする子・善悪の判断ができる子・自分の考えていることをはっきり言える子・感性の豊かな子
-----------------------------	--

<p>特 徴</p>	<p>新浦安駅から徒歩10分ほどの閑静な住宅地に保育園があり、近くには公園がたくさんあり、保育園外でも遊べる環境がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> *子育て支援活動では支援センターを併設し、地域の方や保護者の方が利用できる場所があり、親子で参加する企画を計画している。 *講師活動を取り入れ、専門の先生の指導を受けることができる。 *食育活動では栄養士と保育士と一緒に指導計画を考え、年齢に合った食育活動を行っている。 *離乳食を個々に合わせた計画で進め、アレルギー代替食については検査の結果をもとに、医師と相談しながら進めている。 *障害保育では学びサポートや発達センターの方の指導を受けながら個人指導計画をたて個々に合った保育を行う。
<p>利用（希望）者へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> *幼児クラスの講師活動では体操は週1回・英語は月2回・リトミック月2回・造形月2回と幼児全員が無料で一緒に受けることができる。また子どもが得意とするものを見つけることができる。 *子育て支援事業として支援室があり地域や在園の保護者の方たちが利用することができる。子育ての悩みや子どもたちや保護者の友達作りなど利用内容はそれぞれ違うが、子育てしながら一緒に共感できる場所を提供している。 *食育活動では栄養士と担任が年間計画をたて季節感や体験を通じて、心を育てる活動をおこなっている。年長になると大豆から味噌や、豆腐を作ったり、箸置きを利用し食事をしたり、豊かな食育活動を行っている。また給食レシピを準備し保護者の方が自由に持っていける環境を作っている。 *アレルギー食の代替食を医師と相談しながら行っている。 *大きな行事等については土曜日に設定し懇談会も夕方等にするなど都合の付けやすい日程で出来るだけ多くの方に参加しやすい環境をつくっている。 *駐車場に時間外の送り迎えの多い時間には警備員を配置している。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>保育課程のもとに多彩な食の取組を実践しています</p> <p>保育課程の中の重点目標に「食育」をあげています。5つの食育目標は、「お腹がすくリズムのもてる子ども」「食べたいもの、好きなものが増える子ども」「いっしょに食べたい人がいる子ども」「食事づくり、準備にかかわる子ども」「食べるものを話題にする子ども」です。この目標のもとに、各年齢別にねらい、内容、配慮を記載し、「年間計画」を立てています。そして、できるだけ子どもたちに楽しんでもらおうとさまざまな取組を実践しています。例えば、食のプロである栄養士を中心に給食には「全国の郷土料理」を取り入れています。また、「さんま会、焼き芋会、もちつき会」は近隣の方も巻き込んだイベントになっています。さらに、「わくわくクッキング」と称して「手巻き寿司を作ろう」など、保護者参加も呼び掛けた活動を行っています。なお、玄関脇には、給食のサンプルや食材のお知らせ、5歳児の味噌作りのようすの紹介、さらには、人気メニューのレシピ提供など多彩な食関連の情報が 있습니다。このように、食に関する種々の企画を立て、子どもたちに食の大切さを伝えています。</p>
<p>「乳幼児期の遊びの種類と発達」というテーマに取り組んでいます</p> <p>当園では2009年の保育所保育指針の改訂以前に保育課程と同様の子どもの発達をベースにした計画を立てていました。その中に、「乳幼児期の遊びの種類と発達」という分野があり、子どもの育ちにはその年齢に適した遊具・おもちゃが望ましいという観点で、今まで取り組んできました。</p> <p>そこで、発達過程とおもちゃのありかたを系統的に作成してみようということで、今までの資料の集大成として今年度から取り組んでいます。具体的には縦軸に「反射運動（偶然）」「粗大運動」「目と手の協応」「構成遊び」「役割遊び」「ルールのある遊び」など、年齢を意識した育ちの特徴的な遊びの柱があります。横軸はそれぞれの遊びの柱で育つものを記載し、そのうえで0歳児～5歳児の区分けの中に該当するおもちゃや遊具を入れこんでいきます。現在はこういった構成のもとにたたき台が作成されています。</p> <p>こうした取組は、単におもちゃを機械的に揃え、子どもに提供するのではなく、遊具・おもちゃが子どもにもたらす影響を改めて全職員が意識することの大切さを十分に認識してもらうために行っています。園長は今年度中に完成させる考えです。新年度からは子どもの発達にあわせた遊具・おもちゃの確かな提供が、また、それをサポートするさらに意識の高い職員集団となりますよう期待します。</p>
<p>多彩なイベントを催し、地域の子育て支援活動を行っています</p> <p>当園には「子育て支援センター（かるがもクラブ）」があります。この子育て支援センターには常勤職員が2名います。支援センター室は広めのスペースになっており、採光も良く、とても明るい雰囲気です。手前にはソファやカーペットでゆっくりくつろげるようになっており、奥のスペースは子どもたちが遊べるようになっていました。キッチンもついています。このように、地域の親子がゆったり楽しめるように工夫された部屋で、毎月300組以上の親子が楽しんでいます。訪問調査当日は園のホールで専門家によるストレッチの講習が開かれていました。</p> <p>この子育て支援センターでは0歳児から就学前の親子を対象に毎月さまざまなイベントを行っていて、支援センター室内だけでなく、園庭やホールなどの空間も利用しています。また、保育士による育児相談や看護師・栄養士による相談も気軽に受けられます。さらに、毎月、「かるがもクラブ通信」を発行しており、その月のイベントや園の行事へのお誘いなどを掲載しています。</p> <p>このように地域の親子の子育て支援を具体的な活動を通して実践し、地域の親子にとってすばらしい環境を整えています。</p>

さらに取り組みが望まれるところ

「わかみや福祉会マニュアル」について、よりすばらしいものとなるような改定を期待します

園には法人作成の「わかみや福祉会マニュアル」があり、職員一人ひとりに配付しています。このマニュアルには、倫理や理念、心得、ビジネスマナー、保育の心得、災害関係、個人情報など職員として、必要不可欠な内容をはじめ、職員として知っておいてほしい内容が十分に盛り込まれており、充実した内容です。職員は、このマニュアルをもとに、定期的に園内で読み合わせを実施して保育の質の確保に努めています。

ただ、作成時から年月が経っているとのことで、やや同様なテーマがダブっていたり、手順をフローチャートにしたものなどが混ざったりしています。今後、このマニュアルをさらに良くするためにも、いったん整理の意味で見直しを図られてはいかがでしょうか。その際、基本的な保育の考え方に類するもの、完全なマニュアル、フローチャートなどに仕分けて分冊化されると、より簡便になり見やすいものになるのではないのでしょうか。改定にあたっては、プロジェクトチームを作り、さらにすばらしいものとされるよう期待します。

写真で構成された、見やすい手順書のさらなる充実を期待します

園には、嘔吐物の処理の仕方、沐浴のさせ方、おむつ交換の方法、授乳のさせ方、遊具・おもちゃの消毒の仕方など、主として低年齢児対象の接し方についての手順が多くあります。これらについては一定の正しい手順があり、経験年数の多い職員は十分に理解し、実施していますが、新人の職員にとってはとまどうことも珍しくありません。

現在、園長は具体的な手順について項目別に作成を進めているとのことでしたので、その完成を期待します。手順書作成にあたっては、写真を多用して分解的に提示するとわかりやすくなります。当園はいろいろな場面で写真を活用していますので、手順書にも是非写真を取り入れて視覚的にわかりやすく作成されますことを期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価を受け評価機関の方や保護者の声を通じて、今行っている事を評価していただき、励みになり自信にもつながる機会となりました。

また職員同士で改めて確認し合う事が出来、より共通理解を深め課題を整理し、今回の第三者評価の結果を受け止め、これからの保育に生かしていきたいと思えます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	0
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
		13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
		16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
		18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
		26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
	29 食育の推進に努めている。		5	0	
	5 安全管理	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。		4	0		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0		
6 地域	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				128	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。 <p>(評価コメント) 理念は、「児童福祉法に基づき、子どもの人権や主体性を尊重し、保護者に負けない愛情を持ち、保護者と共に力を合わせ、24時間共育での精神で児童の最善の幸福のために保育にあたります」をはじめ3項目掲げています。保育方針は、『『自分の子どもを預けたい保育園とする』を柱に、0歳からの系統的保育を深め、年齢別・月齢別の発達状況の観察と指導を掘り下げます。一人ひとりの個人差を認めた上で、子どもが満足し、自信を持って生活できる環境を、保護者と共に力を合わせた安心感の中、五感を大いに使って、発見や感動を得られるような保育をしていくことを大切にします』、という文言のもと、4つの小項目を掲げています。保育目標は、「健康で明るく、友だちを大切にする子」「善悪の判断ができる子」「自分の考えていることをはっきり言える子」「感性の豊かな子」です。これらの理念、保育方針、保育目標は法人の「わかみや福祉会マニュアル」をはじめ、園のパンフレットや入園のしおりなど、各書類に記載されています。また、玄関や保育室、廊下などにも掲示されています。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。 <p>(評価コメント) 法人作成の「わかみや福祉会マニュアル」が職員一人ずつに配付されています。マニュアルには保育に関するさまざまな情報や手順が記載されていますが、冒頭に、理念や保育方針、保育目標が書かれています。職員は、年度初めの職員会議でこれらについて読み合わせを行い、全職員が共通理解を持つように取り組んでいます。また、理念や保育方針、保育目標についての具体的なねらいについて、やさしく解説した文書を用意し、職員の休憩室に掲示して、いつでも読めるようにしています。なお、新人職員は、入職時オリエンテーションの際に理事長から直接説明を受けています。理念、保育方針、保育目標が記載された文書を玄関や廊下、保育室にも掲示し、日常的に確認できるようにしています。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。 <p>(評価コメント) 毎年、全保護者対象のオリエンテーションを設定し、園長が保育園の概要を説明する際の冒頭に、「毎年説明をしています・・・」というあいさつのもと、理念や保育方針、保育目標について説明しています。また、パンフレットや入園のしおり、ホームページに掲載するとともに、園の玄関や廊下にも掲示しています。今回の利用者家族アンケートでは、「保育園の保育目標や保育方針について説明を受け、知っていますか」という質問に対して、85.1%の保護者が「はい」と回答していました。アンケートの回収率(90.6%)を考慮しますと、周知度の高さがうかがえます。</p>
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている <p>(評価コメント) 事業計画は毎年作成しています。今年度の重点課題は、「個々に合わせた細やかな保育」「新しい時代にふさわしい質の高い保育」「仕事と子育てを両立させるための保護者支援」「子育て支援センターとしての地域とかかわりのある保育役割の充実」「食育の充実」「小学校とのかかわりの充実」「基礎体力の向上」の7点です。これらを達成させていくために、具体的な取組を計画しています。また、市の保育課の職員と毎月連絡調整会議を持ち、園の状況を報告するとともに次月の計画を書類にして提出しています。さらに、保育の見直しは、9月(中間総括)と2月ないしは3月に(年間総括)行っています。クラスの状況報告や反省、課題の抽出を全職員で行い、記録しています。</p>

5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 毎週、「週会議」(園長、副園長、主任、各クラスの職員1名で構成)を開き、各クラスの保育状況を報告し、課題があれば話し合っ解決しています。また、行事についても検討をしています。毎月開かれる「職員会議」では原則全職員が出席して、保育内容の評価、見直しを行うとともに、園全体の連絡をし、情報の共有化を図っています。重要な事柄は、必ず職員会議にかけ、みんなの意見を聞いたうえで決定するようにしています。なお、職員会議に出席できない職員に対しては、会議の内容を記録したノートを開覧することで共有を図っています。さらに、職員会議録を見て捺印し、全員が目を通しているか園長が確認しています。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 「業務目標・成果」シートがあり、そのシートに職員は一人ひとり年度初めに記載します。具体的には、今年度の業務内容をどのように遂行するか、そして達成度はどのあたりにし、期間目標はどのように立てるかという項目のほか、仕事の進め方をどのようにするか、また、期間目標の設定などを記載し、個々の質の向上を図っています。そして、このシートをもとに園長と面談しアドバイスをもらいながら進めていきます。年度末には成果と反省をこのシートに記載し、再び園長と面談をします。この「業務目標・成果」シートは、人事評価の資料にもなります。そのほか、年2回の総括の会議の際には、職員から意見を書面でもらい、より質の高い保育につなげるようにしています。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント) わかみや福祉会マニュアルの中に社会福祉法、児童福祉法、児童虐待防止法、食育基本法、子どもに関する権利条約などの資料が収録されています。また、マニュアルの冒頭に「全国保育士会倫理綱領」が掲載され、続いて、理念、保育方針、保育目標、保育士の心構えと続きます。さらに、プライバシーポリシーや個人情報保護規程などもあります。これらを見ても、当法人が子どもの人権について熱い思いを持っていることがうかがえます。これらの法や倫理について全職員が職員会議で読み合わせを行い、認識を深めています。なお、読み合わせ後は職員会議録に確認印を押しています。</p>		

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント) 職員採用に関しては法人本部で行っています。新入職員のオリエンテーションでは、法人の理事長や副理事長が直接法人の方針を説明しています。また、在職の職員については園長が面接を行い、希望や意見を聞いています。人事評価については、職員が「業務目標・成果」シートへ記入したうえで園長と面談し、成果・反省を聞き取るしくみがあります。さらに、「評定の具体的チェック項目」(仕事の成果、意欲・態度、職務遂行の能力合わせて数十項目を5段階評定で自己評価し、1次評価は園長、最終評価は理事長が実施)をあわせて実施し、評価に結びつけています。結果は園長から職員に伝えています。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント) 「有給休暇ファイル」「時間外指示ファイル」を作成し、職員の労働状況を把握しています。園長以下副園長などの管理者は職員にできるだけ有給休暇の取得を奨励するようにしています。ただ、保育士はシフト勤務のため、なかなか取得できないのが現状です。そこで、新たに「有給希望ボード」を作成し、毎月、希望する休暇の予定を書き込んでもらうようにしました。休暇を希望する職員はそこに書き込んで、主任がシフトを考慮することで休暇を取れるようにしています。さらに、ボードの脇には当月が誕生月の職員を表示して、該当する職員は優先的に休めるように工夫しています。福利厚生に関しては、職員の被服、懇親会、健康診断、予防接種の費用を法人が補助しています。また、福利厚生担当の職員が職員からアンケートをとって意向の把握に努め、親睦会や忘年会、慶弔などを実施しています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント) 園として、研修は保育の質を高める絶好の機会ととらえています。従って、職員の経験年数や本人の希望なども参考に研修年間計画を立て、全職員がバランスよく受講できるように工夫しています。また、外部研修は研修会の情報をできるだけ早く職員に伝えて、職員が積極的に参加できるように配慮しています。研修参加後は研修報告書を提出するとともに、職員会議で発表してもらいます。</p> <p>園内研修は勤務年数や年齢を勘案してグループ分けしています。それぞれのグループでテーマにそってディスカッションを行い、さまざまな意見を出し合ってお互いに吸収しています。研修は全て研修報告書を作成し、全ての職員が目を通すようにしています。また、実技の研修は実際に体を動かしたり、製作をしたりして、すぐに実践に生かせるようにしています。なお、先輩職員から後輩職員への指導は、仕事を通して行い、知識や技法を身に付けられるようにしています。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント) 浦安市作成の「浦安市人権施策指針」と法人作成の「わかみや福祉会マニュアル」の中の人権に関する資料をもとに職員は研修を行っています。「子どもは家庭の宝であり、国の宝」という理念のもとに、子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、大切に保育しています。具体的には、できるだけ子ども同士がお互いの気持ちを言い合ったり、聞いたりする機会を作り、それぞれいろいろな考え方があることに気がつけるように働きかけています。</p> <p>虐待の対応については、マニュアルのもとに日常の健康観察を行うほか、着替えの際のようすや子どもの言動などに細心の注意をはらい、早期発見に努めています。虐待が疑われるケースが発生した場合には、園長に報告し、園長より市の所管課や子ども家庭支援センター、福祉保健センター、児童相談所に連絡し、指示を仰ぐしくみが整っています。なお、場合によっては各関係機関と連携し、ケース会議を開くことも予定しています。</p>		

12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)「個人情報保護規程」が作成されています。ここには、目的や個人情報の取得に関する規律、データの適正管理、第三者への提供制限、開示方法などが詳しく記載されています。また、「個人情報保護マニュアル」もあり、理念や情報の種類、第三者への提供、開示方法、開示請求の書類などが述べられています。職員はこれらのマニュアルについて読み合わせを行い、理解を深めています。保護者には年度初めのオリエンテーションで園長より説明をしています。さらに、「個人情報書類の提出と利用目的についての同意書」において、各種書類などの守秘義務、子どもの写真の掲載許可(玄関前やパンフレット、ホームページなど)など15項目についての同意のサインをもらっています。なお、実習生やボランティア、子育て支援センターの利用者にも説明し、誓約書をいただいています。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)浦安市要請による「利用者アンケート(年1回)」を実施し、保護者の意向や要望を把握しています。「職員が元気がないように見える」、「あいさつをしない職員がいる」といった意見が寄せられ、園長はこういった意見が出るのは、職員の声が小さかったり、笑顔が少なかったりしているのでは、と推測しています。そのため職員に、できるだけ元気にあいさつをすることや笑顔の大切さ、声の大きさなどを指導しています。園ではこのアンケートのほか、行事ごとにアンケートを実施し、次回に生かせるようにしています。なお、月1回、「かるがもカフェ」(16:30~18:30に保護者とコーヒーや紅茶を飲み、園長と保護者たちが気軽に話し合う場を設定)を開催し、そこに集う保護者からも意向を把握しています。忙しくて十分にいられない保護者へは、「ちよっとカフェ」を用意し、飲み物だけでも飲んでもらい、親近感を持てるようにしています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)「利用者からの苦情解決の取組に関する実施要綱」を作成し、職員はそれを読み込むことにより認識を深めています。苦情受付担当者は副園長および主任、解決責任者は園長です。外部の相談窓口である第三者委員については氏名と電話番号を記載したものを玄関に掲載し、保護者に知らせています。さらに、入園のしおりにも苦情解決の手順が記載されていますし、年度はじめの保護者のオリエンテーションでも園長より説明をしています。なお、直接苦情が寄せられた場合には、園長が別室で対応します。園では保護者の苦情や要望を日頃の会話や連絡帳から把握することも大事と考え、日常的な触れ合いを大事にし保護者が話しやすい雰囲気を作るようにしています。</p>		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント) 保育の内容については、自己評価チェックリストを使用して定期的に(年2回)振り返りを行い、課題発見と改善に努めています。また、毎月、月の指導計画についての職員会議を開き、保育内容の評価・反省を行うとともに、職員同士でお互いの保育を評価し合い、より良い保育を行う体制を整えています。このほか、クラスごとに公開保育を行い、互いの保育を見る機会も設けています。さらに、保育内容をビデオに撮り、全職員で評価・反省を行っています。</p> <p>職員は年度初めに、「業務目標・成果」シートに記入し、年に2回振り返りを行い、保育の質の向上に努めています。また、園では年1回、浦安市要請の「利用者アンケート」を実施し、さらに、3年に1回「第三者評価」を受審しています。それらの結果の分析・検討は園長、副園長、主任、副主任で構成されたチームで行い、改善策については職員会議において全員で共有しています。</p>		
16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント) 業務の基本や手順を明記した「わかみや会福祉マニュアル」を全職員が所持し、わからないことが起きたときには、すぐ確認できるようになっています。また、事務所にもマニュアルを置いて、いつでも確認できるようにしています。職員採用時には、理事長や副理事長がマニュアルに基づいて新人職員のオリエンテーションを行っています。マニュアルの見直しや改善については、主任を中心にマニュアル担当者を設置し、「マニュアル見直し年間計画」に基づいて実施しています。ただ、現在のところ十分な改善にはいたっていない状態です。職員が日常的に行う手順書については、現在さらに使いやすいものを作成中ですので、整理や補充など園全体で取り組み、さらに充実を図られることを期待します。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント) 保育園の利用に関する問合せや見学へは個別に丁寧に対応しています。見学希望に対しては、見学希望者のニーズに応じて、時間帯や希望日などに配慮し、いつでも受けられる体制を整えています。見学時には園長や主任、副主任が丁寧に案内と説明を行います。子育て相談に応じることもあります。</p> <p>法人のパンフレットや園独自の「保育園のしおり」を整備し、その中で保育理念、保育方針、保育目標、定員およびクラス編成や保育行事予定などをわかりやすく記載しています。また、ホームページは定期的に内容の更新を行っています。なお、園のパンフレットは市の所管課窓口、支援センターのお知らせは公民館などの公共施設に設置しています。さらに、保育園紹介DVDを作成し、園をより知っていただく媒体として活用しています。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント) 入園時にはオリエンテーションを行っています。園の理念や保育方針、保育目標、保育行事予定、保育内容など具体的な内容について説明を行うほか、保育時間や園でのルールなどについても理解を深め、納得を得たうえで保護者より同意書の提出をお願いしています。また、個別面談を行い、保護者の方から得た情報のほか、「児童票」「保育時間等申込書・緊急連絡票」などから、子どもの家庭環境や既往症およびかかりやすい病気、食物アレルギーの有無などについて把握しています。</p>		

19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント) 保育課程は、児童憲章や保育所保育指針、園の基本方針に基づき、同法人系列各保育園の担当職員が参画して、作成しています。見直しや改訂については、同法人系列各保育園の担当者が各園の職員の意見をまとめ、保育課程担当者会議で行っています。そして、検討内容は各園におろされ、職員会議で全職員が共通理解を図っています。なお、保護者の意向は、日頃の会話や個人面談や懇談会、保護者アンケート(食育、行事、利用者アンケート)などを活用して把握し、保育課程に反映させるように努めています。地域の実態についても、園に併設している支援センター利用者との会話やアンケートなどから把握し、保育課程の見直しに反映させています。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント) 各クラスリーダーが責任者となり、保育課程に基づいて年間カリキュラム・月案・週案・日案を作成しています。子どもの成長過程に応じて、特に、0、1歳児は月齢ごとに月案を作成し、個別に記録をしています。また、障がいのある子どもや個別支援が必要な子どもに対しては市の保育課、まなびサポート、児童相談所など、各関係機関と連携し、個別支援の方向性を考慮した計画を作成しています。なお、まなびサポートからは、年に3～4回心理士の巡回を受け、個別の指導案などについての助言を受けたり個別の記録を作成したりしています。</p> <p>指導計画は、季節の変化を考慮して多彩な保育活動を取り入れ、子どもの実態に即したものになるようにしています。また、指導計画の内容については、園長、副園長、主任が確認しています。そして、職員会議で月案の反省を行い、職員間で意見交換を行いながら見直しをしています。このほか、年2回総括を行っています。クラスや担当保育士、各部署ごとに、評価、見直しを行い、指導計画の実践を振り返るとともに改善に向けて取り組んでいます。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント) 乳児の保育室には、部屋の角にクッションガードを取り付けるなどして安全面に配慮するとともに、リラックスできるようにソファのようなクッションを設置しています。また、職員による手作りの遊具を設置したりコーナーを作ったりして、子どもが自発的に好きな遊びができる場所を用意しています。2、3歳児室には、おもちゃとやごっこ遊びコーナー、絵本コーナー、手先を使う遊びコーナーなど、子どもたちが興味や関心を持ち、じっくり遊べるようなスペースを確保しています。幼児クラスには、造形ワゴンを備え、いつでもそこから造形素材を取り出して自由に製作遊びができるよう工夫しています。さらに、個別のお道具箱を用意するなど、子どもの年齢や発達に合わせた材料が整備されています。</p> <p>各クラスの担任は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけを心がけています。今年度は、発達段階に合わせた「乳幼児期の遊びの種類と発達」として、おもちゃの発達計画を作成中です。園長は、この一覧表を活用して年齢や発達を促す反射運動・粗大運動・役割遊び・手先を使った遊びなど、さらに充実した環境整備を図りたいと考えています。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) 園庭では、枝豆やピーマン、ゴーヤなどを栽培し、子どもたちは収穫の喜びを味わっています。また、廊下や保育室には子どもたちが育てた季節の花々が飾られています。さらに、玄関には子どもたちが行っている公園などの「お散歩マップ」が掲示されています。散歩は、年齢や目的に合わせて自然に触れる機会とし、子どもたちはお花見やどんぐり拾いなどを体験しています。また、散歩先では地域の人たちとあいさつを交わしています。このほか、園外保育で芋掘りなどを体験し、焼き芋大会では地域の方々の参加を呼びかけ、いっしょに楽しんでいます。</p> <p>園では日本の伝統行事を大切に、節句の飾りや豆まき、餅つきなどを通して、子どもたちに伝えています。また、行事食として、子どもの日や節句などにちなんだ特別メニューを提供するなど、子どもたちが季節の移り変わりを楽しみ、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 職員は、日常的に子どもたちのようすを把握し、子ども同士の関係や発達状況に応じて保育環境を整備しています。また、子どもたちには穏やかな口調で話しかけています。特に、子どもたちが自主的に行っている場面では、子どもが自信を持つよう、それぞれの場面で適切な言葉かけに配慮しています。子ども同士のトラブルの際には、自分たちで解決できるように見守り、必要に応じて仲介に入っています。双方の言い分をよく聞き、一方が傷つくことのないように配慮しています。なお、職員間では研修や職員同士の公開保育などを通して子どもへの関わり方や声かけについて研さんを積んでいます。</p> <p>園生活の中での簡単なルールについては、年齢に応じて子どもたちにわかりやすく伝えています。また、運動会や発表会などの行事を通して、1つの目標に向かって力を合わせ、自分の役割を果たし、やり遂げた満足感を味わえるよう配慮しています。さらに、日常生活の中で、本棚の整理整頓や食事準備など子どもたちが自主的に活動ができるように取り組んでいます。異年齢交流については、朝や夕方保育で5歳児が2歳児のクラスにお手伝いに行ったり、2歳児の子どもたちが3歳児の保育室に遊びに行くなど、交流の機会を設けています。異年齢児とのかかわりを通していたわりや思いやりや心の心をはぐくんでいます。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント) 配慮を要する子どもについては、園生活の中でできるだけ子どもたち同士がかかわりをもてるように統合保育を実践しています。障がいのある子どもや個別支援が必要な子どもには、個別の指導計画を立て、一人ひとりの状態をきめ細かく記録したうえで対応しています。個別指導計画の内容については、園長、副園長、主任が把握し、職員会議などで定期的に話し合う機会を設けています。また、連携機関として、市の保育課、まなびサポートなどと密に連絡を取り合っています。心理士による巡回指導を年3回ほど受け、具体的な助言などをいただいています。職員は研修などにも参加して知識を深めるとともに、保護者との日々のコミュニケーションを大切に、きめ細かい保育の提供と適切な情報提供に努めています。なお、必要に応じて専門機関の紹介なども行っています。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント) 園での子どものようすは「伝達ノート」に記載し、口頭と文書で職員間の引き継ぎを行い、漏れの無いように配慮しています。さらに、「職員伝達ノート」を用意し、早い出勤、遅い出勤にかかわらず、職員が毎日目を通して全職員が子どもたちの状況を把握できるように工夫しています。そして、お迎え時には担任と直接話ができない保護者に対して、当番職員より口頭で子どもの様子を伝えています。なお、連絡帳は乳児、幼児それぞれに用意し、0～2歳児は毎日、幼児(3～5歳児)については、必要に応じて活用し保護者と連携を図っています。</p> <p>長時間保育は、「長時間保育をするに当たっての注意点」マニュアルを用い、適切な環境の整備に努めています。子どもたちの状態に応じて、遊ぶ内容を考えたり、ソファや畳、カーペットなどで家庭的な環境を整えたりと工夫しています。また、延長保育の時間帯により補食を提供するなど、子どもが安心して過ごせるように配慮しています。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント) 保護者との信頼関係を築くために、「個別面談」や「保育参観」、「クラス懇談会」を定期的に行っています。保育参観は期間を設けて年2回行い、日常の子どものようすを見られる機会としています。また、保護者の希望により、いつでも個別面談や保育参観ができる体制を整えています。クラス懇談会は年3回実施し、クラスの年間目標やクラスの状況説明などについて伝えるとともに、保護者からの意見なども把握し保育に反映させる機会としています。なお、懇談会の内容は各クラスからの報告により職員会議で共有しています。そのほか保護者には、子どもの誕生会への参加を呼びかけ、園での子どもの姿を見る機会を作っています。その際、給食を食べながら園の取組を伝えたり子どもの相談に応じたりして連携を深め、信頼関係構築に努めています。このほか、夕方には保護者が参加できる「かるがもカフェ」を行い、保護者と職員がゆっくり話す機会を設けています。</p> <p>5歳児クラスでは就学に向けて、指導計画の中に小学校との連携や就学に関する事項を記載し、それに基づいた保育を行っています。小学校生活への移行が円滑にできるよう、日頃から小学校との交流を行い、「保育所児童保育要録」の作成にあたっては、保護者との信頼関係を基盤に、園長の責任のもとに関係する職員が記載し、小学校へ提供しています。また、卒園後の6月には、卒園児と保護者の集いを開き、小学校へ行ってからの情報や園でも意識した方がよいことなどについて把握しています。そして、11月の年長児クラスの懇談会で小学校入学後の留意点に関する情報を提供し、安心感につなげています。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント) 毎年保健計画を作成し、計画に基づき保健業務を行っています。保健業務日誌には日々の疾病やけがの状況を記録し、保健記録にも記載しています。</p> <p>内科健診や歯科健診は年2回実施しています。0歳児クラスについては、生後6か月までは月2回、それ以降は月1回の内科健診を行っています。</p> <p>朝の受け入れ時には保護者に体調の確認をするとともに連絡帳で子どもの健康状態を把握しています。保育中に体調の変化が見られたときには日誌に記録し、連絡帳や口頭で保護者にも報告しています。</p> <p>子どもの心身の観察は、毎日、午睡前の着衣交換の際に行います。不適切な養育の兆候が疑われた場合は、園長に直ちに報告する体制です。虐待が疑われるような状況が見られたときには、園長が継続的に観察を行い、市の関係部署や保育課、児童相談所などと連携しながら対応します。気になる子どもや保護者についての情報を交換しながら、いつでも連絡体制が取れるようフローチャートを整えています。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント) 体調不良の子どもが発生した場合には、子どもの症状を見ながら保護者に早めに連絡を入れ、症状が進行した際には再度連絡をとり、お迎えをお願いしています。傷害の場合には、けがの状態により電話連絡をし、受診が必要と思われる場合は、保護者からあらかじめ了解をとり、園長、副園長、看護師の判断のもと、看護師とともに嘱託医やかかりつけ医の医院に受診をしています。</p> <p>「保健年間計画」や「感染症マニュアル」を作成し、職員にも配付しています。特に、感染症が流行しやすい時期には、手洗い、うがいの指導を徹底するよう職員に周知しています。また、「衛生マニュアル」を整備し、使い捨て手袋、消毒液、マスクも常備し、各クラスには空気清浄機を設置して感染の予防に努めています。市内の感染症発生状況などは嘱託医との連携により把握し、最新情報を玄関の掲示板に掲示することで保護者に周知しています。また、園で感染症が一日に10名以上発生した場合には市役所、保健所に連絡しています。</p> <p>けがや病気で休みんだり早退したりした子どもの情報については、職員連絡ノートに記載し、職員全員が毎日確認しています。事務所内には医務室を設置して救急用の薬品などを常備し、看護師が常時在庫確認するなど適切な管理体制ができています。なお、緊急時に必要な薬品(ダイアップ、エピペン)の保管場所などについては職員全員に周知しています。職員は毎年、消防署救急隊員によるAED講習会、嘔吐処理実習、エピペン講習会なども受講しています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 「食育年間計画」に基づいて栄養士と職員が連携し、子どもたちが食に興味を持てるように工夫をしています。子どもたちは園庭でピーマンやゴーヤなど野菜を栽培したり、とうもろこしの皮むきを体験したりしています。また、栄養士によるさんまの三枚おろしの実演を見たり、5歳児クラスでは味噌ができるまでの過程を観察したりして、食材への興味を深めています。これらの活動は、偏食の改善にもつながっています。さらに、長崎県の「ちゃんぽん」秋田県の「きりたんぼ」など郷土料理の入った全国の地図を厨房の扉に掲示するとともに、給食で子どもたちに郷土料理を提供しています。こうした多彩な食事の取組や保護者に行っているお誕生月の給食招待(試食会)などは、保護者から高い評価を受けています。なお、栄養士は食事の時間に各クラスを巡回し、子どもの喫食状況を把握するとともに子どもとかわりかかるとともに配慮しています。</p> <p>食物アレルギーのある子どもに対しては、「食物アレルギー児について」の基本方針を説明するとともに、医師からの診断書の提出を受けて個別に除去食や代替食を提供しています。除去食や代替食の配膳にあたっては、専用のトレーと食器を使用し、栄養士、担当が直接確認のうえ、誤食のないよう細心の注意を行っています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 「衛生管理マニュアル」に基づき、職員全員が共通認識のもとに清掃を分担して行い、常に施設の清潔さを保つよう心がけています。各保育室には床暖房が整備され、エアコン、温・湿度計、空気清浄器なども設置されています。また、採光も良く、保育室の工夫されたディスプレイと相まって、室内は爽やかで明るい雰囲気になっています。</p> <p>職員は「美化チェック表」(主に清掃や衛生面)、「安全管理チェック表」を作成し、安全、衛生面の観点でチェックをしています。低年齢の保育室は発達に合わせたコーナー保育の工夫がなされ、子どもたちが落ち着いて過ごせる環境になっています。なお、定期的に、採光、痛風、換気、ダニなどの検査を行っています。また、看護師は、手洗いや歯磨きの指導を行っています。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 「安全管理マニュアル」「危機管理マニュアル」に基づいて、事故発生時の対応について職員全体で周知・確認をしています。また、3人の安全管理係が毎月園内、園庭を見回り、危険箇所の確認報告書を作成し、職員会議にて全職員で周知しています。</p> <p>事故が発生した場合は「事故簿」に記入するとともに会議で報告し、再発防止に向けた話し合いをしています。また、園長は事故にいたらないヒヤリハットのチェックが大事と考え、ヒヤリハットの報告書も作成し、事故を未然に防ぐよう対策を練っています。</p> <p>不審者対策として、警察の立ち合いのもとに年1回、「不審者対応実施訓練」を行っています。また、今年度は防犯対策として防犯カメラを設置しました。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 地震、火災、津波などさまざまな災害が発生した際に安全に対応できるように、「年間避難訓練計画・消防計画」を作成し、毎月避難訓練を実施しています。また、災害・危機管理マニュアルや浦安市地域防災計画を職員一人ひとりが理解し、どんな災害に関しても迅速に対応できるように役割を決めて訓練を行っています。また、消防署の職員立ち合いのもとに、消火器の取り扱いの研修も受けています。煙の体験も行い、在園児はもちろん、子育て支援センターの利用者の方にも参加を勧めています。緊急時の備蓄品、防寒シートの用意も万全です。</p> <p>緊急時の保護者の方への連絡は、一斉メール配信や災害時伝言ダイヤルで行います。また、ホームページのトップに緊急時メッセージを載せられるよう準備しています。年1回、全職員が救急蘇生とAED(自動体外式除細動器)の研修を含む救急救命講習を受講しています。AED設置シールを玄関に貼り、保護者や地域の方々にも設置していることを知らせています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 当園には子育て支援センターがあります。このセンターでは利用者に関するアンケートを取り、ニーズの把握に努めています。また、支援センターの部屋には意見箱を設置し、気軽に要望や意見を書きいただけるようにしています。なお、センター内では2人の職員が担当しています。</p> <p>事業計画は利用者の意見や要望を考慮して立案しています。赤ちゃん体操、体操教室、親子クッキング、ピュラティス、親子ストレッチ、英語、離乳食講習会など多彩な計画を立て、実施しています。また、支援センター室以外にも、園庭開放(毎日13:00～15:00)をして在園児とのかかわりを楽しんでもらっています。利用者とのコミュニケーションを交わしていく中で育児相談なども随時対応しています。なお、浦安市関係機関(市内の子育て支援センター)と連携し、情報が記載されているおたよりを毎月掲示しています。園行事の「さんま会、焼き芋会、餅つき会」にも参加できる機会を作っています。</p>		